首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を平成29年３月18日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成29年３月17日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　宮田　年耕

記

1　〔１〕中㉞を㉟とし、㉞として次を加える。
　㉞　横浜市道高速横浜環状北線
2　〔４〕一．(3)(ロ)表Ａ中「㉞の路線」を「㉟の路線」に改める。
3　別添２中
「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

																	羽　田
																大師ＪＣＴ・大師	1.5
															浜川崎	3.8	5.3
														浅　田	―	―	―
													汐　入	0.7	―	6.7	8.2
												生　麦ＪＣＴ	―	3.1	―	9.1	10.6
											生　麦	―	―	―	―	―	―
										守屋町	1.4	1.4	―	4.5	―	10.5	12.0
									子　安	―	1.8	1.8	―	4.9	―	10.9	12.4
								東神奈川	2.2	―	4.0	4.0	―	7.1	―	13.1	14.6
							金　港ＪＣＴ	1.3	3.5	―	5.3	5.3	―	8.4	―	14.4	15.9
						横浜駅東口	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
					みなとみらい	0.7	1.5	2.8	5.0	―	6.8	6.8	―	9.9	―	15.9	17.4
				横浜公園	2.4	3.1	3.9	5.2	7.4	―	9.2	9.2	―	12.3	―	18.3	19.8
			石川町	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
		石川町ＪＣＴ	―	―	3.0	3.7	4.5	5.8	8.0	―	9.8	9.8	―	12.9	―	18.9	20.4
	山下町	0.5	―	―	3.5	4.2	5.0	6.3	8.5	―	10.3	10.3	―	13.4	―	19.4	20.9
新山下	―	1.2	1.2	1.8	4.2	4.9	5.7	7.0	9.2	―	11.0	8.7	―	11.8	―	17.8	19.3
本　牧ＪＣＴ	1.0	―	2.2	2.2	2.8	5.2	5.9	6.7	8.0	10.2	―	12.0	7.7	―	10.8	―	16.8	18.3

」を